

美唄国設スキー場整備基本設計業務委託特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称 美唄国設スキー場整備基本設計業務委託

(2) 業務内容 基本設計業務

(3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「○」印が付いたものを適用する。

2 設計業務

(1)業務種別

本業務の種別は以下による他、詳細は、(5) 業務仕様による。

- 建築基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 外構工事基本設計に関する標準業務

(2)工事費

約 26 億円 （本体建設工事費、リフト設置工事、外構工事費、消費税含む）

(3)計画施設概要

- ① 施設名称 美唄国設スキー場
- ② 敷地の場所 北海道美唄市字美唄 2054 番-1（東美唄町番町）
- ③ 敷地面積 134,700 m²
- ④ 規模 （構造・規模は基本設計の内容により変更もありうる）

名 称	構造・規模	延べ床面積
センターハウス （スキー場管理事務所）	構 造： 木造 階 数： 平屋建て若しくは一部 2 階建て	1,000 m ² 程度
圧雪車庫	構 造： 鉄骨造 階 数： 2 階建て ※施設整備職員の詰所（事務室）を含む。	340 m ² 程度
機械器具（リフト）	4 人乗りリフトの設置（搬送人数 2,057 人/時） ムービングベルトの設置（屋根付き）	
外構	平面駐車場（目標駐車台数：330 台・大型車両及びサービス用、作業員用の駐車エリアを含む。） 通路・側溝等 ※駐車スペースから車路を歩行せずにセンターハウスにアプローチできる歩車分離の動線計画とすること。	

(4)設計の進め方

- ① 本特記仕様書、委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書に基づき契約を履行する。
- ② 「美唄国設スキー場整備基本計画」に基づいて設計を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計を行うこと。
- ③ 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- ④ 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- ⑤ 受注者は、契約締結後に業務着手届及び工程表等、以下の各号に記載する書類を監督員に提出の上、業務に着手しなければならない。
また様式および提出部数は、監督員の指示によるものとする。
 - ア 業務着手届
 - イ 管理技術者通知書
 - ウ 主任技術者通知書
 - エ 業務計画書
- ⑥ 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進めること。
また、設計に係る打合せ事項及び決定事項(関係官庁、関係機関協議等を含む)については、書類にまとめて定期的に提出すること。
- ⑦ 基本設計は、段階ごとに設計案を複数案提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進むこと。
- ⑧ 工法・材料・機器類等の選定にあたっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- ⑨ 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- ⑩ 技術情報や見積書等の収集にあたっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- ⑪ 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡すこと。
- ⑫ 前項のほか、監督員の指示により白焼図を適宜提出すること。
- ⑬ 受注者に別途配布する「設計と条件諸室リスト」を参考資料とし、美唄スキー連盟と協議の上設計業務にあたること。
- ⑭ 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめること。
- ⑮ 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮しながら進めること。
- ⑯ 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受託者との間で協議して定めること。

(5)業務仕様

① 建築設計における準拠すべき基準等

ア 仕様書（最新版とする）

- 営繕工事設計業務等積算基準（北海道）
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

イ 積算(最新版とする)

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説
- 公共建築工事積算基準等の運用・資料
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準

ウ 図書

- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- 北海道地域材利用推進方針
- 北海道景観計画
- 建築耐震設計・施工指針(財団法人日本建築センター)
- 美唄市諸規則
- その他関係法令及び諸規則

※建築設計業務の内容及び範囲

標準業務の内容及び範囲は、次に掲げるものとする。

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成

(簡易な外部・内部透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)

※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成

※工事費概算書の作成

※景観法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等、設計及び建築に必要なとなる諸条件の整理、検討及び取りまとめ

イ 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務（調書の作成、単価根拠資料の作成）
- 概略工事工程表の作成
- 建築物の構造方式(W、S、RC、SRC)の比較検討
- 関係各所との設計内容の合意形成のための資料作成、説明会、会議等への出席
- その他
 - ※補助金等の申請に係る関係書類等を必要な図面等の資料作成
 - ※一般業務に関する現地の調査(建築・設備)
 - ※設備に係る検討(検査設備、内部雷保護設備、構内情報通信網設備、音声誘導設、再生可能エネルギー等)
 - ※敷地造成に係る検討
 - ※本工事、別途工事の区分
 - ※美唄市地域防災計画に係る検討(災害時の役割、浸水想定区域等)
 - ※その他、発注者が必要とするもの

② 土木（駐車場等）設計準拠すべき基準等

ア 仕様書（最新版とする）

- 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（北海道建設部）
- 北海道建設部土木工事共通仕様書（北海道建設部）

イ 積算（最新版とする）

- 土木事業委託積算基準（北海道）
- 土木工事工種体系の手引き（北海道）
- 土木工事積算算出要領（北海道）

ウ 図書

- 道路構造令（国土交通省）
- 駐車場設計・施工指針（国土交通省）
- 開発許可制度の手引き（北海道）

※土木設計業務の内容及び範囲

○ 駐車場設計

駐車マスの配置計画、動線計画（自動車・歩行者）、横断計画等

- 排水計画（開発行為を想定）
- 概略工程表の作成
- 概算工事費の検討

③ 機械器具（リフト）設計業務の内容及び範囲

ア 設置位置の決定

- 起点・終点・（中間）の位置・高さ・停留場構造 の確定

イ 架設位置の決定

- 起点・終点・(中間)・線路中の主な通過点の所在地の確定

ウ 機種決定

- ①線数(単線・複線) ②循環方式(固定循環・自動循環) ③搬器定員

エ 利用時期の決定

- ①スキー利用のみ、②夏季利用のみ、③夏季・冬季とも利用

オ ロープ速度の決定

- ロープ速度を決定する。鉄道事業法第35条の規定に基づいた、索道施設に関する国土交通省令で定める、技術基準に準拠に準拠する。

カ 回転方向の決定

- 時計方向(CW)か反時計方向(CCW)か決定する

キ 発車間隔の決定

- 定めたロープ速度に対し、搬器に出発間隔(秒数)を確定。鉄道事業法第35条の規定に基づいた、索道施設に関する国土交通省令で定める、技術基準に準拠する。

ク 線路中の支柱建設条件の設定

- 支柱建設不可箇所(明示、仮設道建設を含め、伐開等不可箇所の確定)

ケ 積雪条件の決定

- GL～搬器間クリアランス検討のため最新積雪条件の明示

コ 造成の検討

- 造成不可箇所の明示

サ 付帯施設、その他付帯設備の決定

- ①ナイター照明の有無(停留場照明計画・停電時の取扱方策等を含む)
- ②監視室(山頂)への電灯設備の有無
- ③受変電設備工事の内容 ※各需要箇所への供給検討が必要
- 搬器オプション(セーフティーバー、落下防止装置、レザーシート等)の条件設定
- 乗車補助装置の条件設定
- 支柱墜落防止装置の設定

サ その他

- 運輸局提出図面を作成するにあたり必要な事項の決定

(6) 成果物、提出部数等

① 基本設計

ア 建築

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| ○ 計画説明書 | ○ 仕様概要書 | ○ 仕上概要表 |
| ○ 面積表及び求積図 | ○ 敷地案内図 | ○ 配置図 |
| ○ 平面図(各階) | ○ 断面図 | ○ 立面図(各面) |
| ○ 日影図 | ○ 工事手順図(参考図) | ○ その他 |

イ 電気設備

- | | | |
|-------------|---------------------|----------|
| ○ 電気設備計画説明書 | ○ 電気設備設計概要書(各室与条件表) | |
| ○ 配置図 | ○ 各階平面図 | ○ 各設備系統図 |
| ○ 各設備機器配置図 | ○ インフラ図 | |

ウ 機械設備

- 機械設備計画説明書 ○ 機械設備設計概要書(各室与条件表)
- 配置図 ○ 各階平面図 ○ 各設備系統図
- 各設備機器配置図 ○ インフラ図 ○ その他

エ 昇降機設備

- 昇降機設備計画図

オ 機械器具（リフト）設備

- 機械器具（リフト）設備計画図

カ 外構

- 外構計画説明書 ○ 外構設計概要書 ○ 計画平面図

キ 工事費概算書

- 基本設計における工事費概算書(本体一式・外構等を全て)

ク その他

- ・ 透視図等(鳥瞰図 A2 判 2 枚、額入りとする。画像データ共)
- イメージスケッチ(内観・外観) 5 カット程度
- 構造方式比較検討書

ケ 資料

- 概算工事費計算書 ○ 各種技術資料 ○ 各記録書

② 提出部数等

- 提出部数、様式、縮尺等については監督員の指示による。
- JWW・PDFデータの図面データをDVD-Rにまとめて提出すること。

③ 留意事項

ア 特殊基礎他、特殊な工法・構造を採用する場合は、工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し、提出すること。

イ 測量調査結果については、別途提供するものとする。

ウ その他、関係機関等との打合せ記録、補助金等の申請に係る関係書類等を必要に応じて提出する。

エ イメージスケッチは、本事業関係者への説明の他、広報、新聞等への掲載も想定している。

(7) 建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策(発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底)について検討を行い設計に反映させるものとする。

(8) その他特記事項

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。